

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、平成30年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部 局 名	書面調査(平成30年5月)
知 事 部 局	150
教 育 委 員 会	143 (21)
警 察 本 部	63
議会・各委員(会)	6
合 計	362 (21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数(平成30.4.1現在)

(単位：人)

区分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の うち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の うち 臨 時 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,423	4,587	1,836	183	176	7	437	77	360
教 育 委 員 会	6,392	3,787	2,605	62	60	2	154	50	104
警 察 本 部	3,984	3,479	505	12	10	2	34	9	25
議会・各委員(会)	98	72	26	3	3	0	4	0	4
合 計	16,897	11,925	4,972	260	249	11	629	136	493

イ 休憩時間の利用形態の状況（平成 30. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限の利用	
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	96	14	110	106	4	110
	計	128	15	143	139	4	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	84	45	129	127	2	129
	計	94	45	139	137	2	139
警 察 本 部	本 庁	28	6	34	26	8	34
	出 先	0	29	29	7	22	29
	計	28	35	63	33	30	63
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	76	7	83	75	8	83
	出 先	180	88	268	240	28	268
	合 計	256	95	351	315	36	351

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	18.3	18.8	19.3	16.7	13.8	17.9	20.7	17.6	16.6	15.0	17.2	20.7	17.7
教 育 委 員 会	16.7	13.1	13.9	12.3	9.3	12.9	14.3	13.5	12.1	11.4	12.1	18.0	13.3
警 察 本 部	23.1	24.8	22.6	22.0	21.4	23.0	27.5	27.1	28.3	29.0	24.9	24.6	24.9
議会・各委員（会）	9.8	13.1	16.3	11.4	11.5	22.6	28.7	11.7	12.4	10.2	9.1	13.7	14.2
全 平 均	20.0	20.7	20.2	18.5	16.5	19.6	23.0	21.0	20.8	20.2	19.9	22.0	20.2

○ 月 60 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	219	230	271	156	94	194	313	200	189	149	210	335	2,560
	4.4	4.7	5.5	3.2	1.9	3.9	6.4	4.1	3.8	3.0	4.3	6.8	4.3
教 育 委 員 会	29	18	22	10	5	16	20	7	6	6	11	33	183
	4.3	2.7	3.3	1.5	0.7	2.4	3.0	1.0	0.9	0.9	1.7	5.0	2.3
警 察 本 部	19	26	15	9	22	15	51	52	82	92	22	19	424
	0.5	0.7	0.4	0.2	0.6	0.4	1.4	1.4	2.2	2.5	0.6	0.5	1.0
議会・各委員（会）	0	0	2	1	0	5	5	2	1	2	1	0	19
	0.0	0.0	3.2	1.6	0.0	7.9	7.9	3.2	1.6	3.2	1.6	0.0	2.5
全 平 均	267	274	310	176	121	230	389	261	278	249	244	387	3,186
	2.9	2.9	3.3	1.9	1.3	2.5	4.2	2.8	3.0	2.7	2.6	4.1	2.8

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	16 (12)	1 (0)	17 (12)
教育委員会	6 (3)	2 (2)	8 (5)
警察本部	1 (0)	0 (0)	1 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	23 (15)	3 (2)	26 (17)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	15 (0)	1 (0)	16 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	15 (0)	1 (0)	16 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	9 (0)	0 (0)	9 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (0)	0 (0)	9 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	827	16,560	16,316	6,984	8.4	21.2
	非管理職	4,823	96,459	85,776	48,882	10.1	26.8
	合計	5,650	113,019	102,092	55,866	9.9	26.0
教育委員会	管理職	426	8,520	8,506	2,590	6.1	15.2
	非管理職	5,576	111,288	99,368	68,338	12.3	32.4
	合計	6,002	119,808	107,874	70,928	11.8	31.2
警察本部	管理職	147	2,940	2,821	1,617	11.0	28.1
	非管理職	3,758	75,172	72,119	42,056	11.2	28.6
	合計	3,905	78,112	74,940	43,673	11.2	28.5
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	254	8.8	21.9
	非管理職	63	1,260	1,194	629	10.0	25.6
	合計	92	1,840	1,774	883	9.6	24.4
合計	管理職	1,429	28,600	28,223	11,445	8.0	20.1
	非管理職	14,220	284,179	258,457	159,905	11.2	29.5
	合計	15,649	312,779	286,680	171,350	10.9	28.6

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成 29 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、34 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	9	193	329	199	63	31	3
	非管理職	91	941	1,520	1,103	666	469	33
	合計	100	1,134	1,849	1,302	729	500	36
教育委員会	管理職	8	167	173	62	12	3	1
	非管理職	68	614	1,369	1,474	1,335	656	60
	合計	76	781	1,542	1,536	1,347	659	61
警察本部	管理職	0	13	37	68	24	3	2
	非管理職	47	324	1,124	1,341	672	229	21
	合計	47	337	1,161	1,409	696	232	23
議会・各委員(会)	管理職	0	7	8	11	2	1	0
	非管理職	0	10	19	23	7	3	1
	合計	0	17	27	34	9	4	1
合計	管理職	17	380	547	340	101	38	6
	非管理職	206	1,889	4,032	3,941	2,680	1,357	115
	合計	223	2,269	4,579	4,281	2,781	1,395	121

カ 病気休暇の取得状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

区分		私傷病	公務災害
部局名			
知事部局	日時	15,985	143
		641	23
	実人数	460	10
教育委員会	日時	8,509	171
		1,731	29
	実人数	535	15
警察本部	日時	4,077	386
		101	54
	実人数	65	13
議会・各委員(会)	日時	161	0
		6	0
	実人数	6	0
合計	日時	28,732	700
		2,479	106
	実人数	1,066	38

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

区分		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	男性の育児休暇	女性の育児休暇
部局名									
知事部局	日時	6,024	233	121	67	56	/	/	/
			121	68	22	92	4	9,035	9,530
	実人数	60	103	40	17	33	1	3	17
教育委員会	日時	6,785	180	72	143	78	/	/	/
			192	143	231	509	0	4,500	47,200
	実人数	87	95	39	31	65	1	1	8
警察本部	日時	3,372	403	52	60	77	/	/	/
			49	6	28	59	0	0	0
	実人数	39	168	27	9	25	0	0	0
議会・各委員(会)	日時	0	0	0	0	0	/	/	/
			0	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	日時	16,181	816	245	270	211	/	/	/
			362	217	281	660	4	13,535	56,730
	実人数	186	366	106	57	123	2	4	25

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	2,069	1,754	108	42	134	26,584	1	5	267	1,721
		2,675	2,034	112	45	/	(4.6)	/	5	/	5,008
	実人数	798	387	36	13	22	5,834	1	2	108	2,297
教 育 委 員 会	日 時	1,575	1,958	250	419	95	27,456	5	7	414	6,651
		8,970	14,651	710	1,348	/	(4.8)	/	10	/	18,754
	実人数	1,011	794	107	155	32	5,706	3	2	180	4,004
警 察 本 部	日 時	1,173	613	30	6	76	19,182	0	0	143	1,630
		1,464	1,498	6	21	/	(5.0)	/	0	/	5,335
	実人数	659	130	9	2	21	3,864	0	0	60	2,459
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	27	25	0	0	0	442	0	0	6	24
		41	42	0	0	/	(4.9)	/	0	/	51
	実人数	10	7	0	0	0	91	0	0	2	28
合 計	日 時	4,844	4,350	388	467	305	73,664	6	12	830	10,026
		13,150	18,225	828	1,414	/	(4.8)	/	15	/	29,148
	実人数	2,478	1,318	152	170	75	15,495	4	4	350	8,788

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業					休職				
		自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	同僚休業	修学部分休業	高齢者部分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第2条第1号の規定による休職
知事部局	日	0		0			7,294	14	2,686	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	39	1	9	0	0
教育委員会	日	433	0	611			4,125	19	730	0	0
	分					0					
	人数	2	0	2		0	23	1	3	0	0
警察本部	日	0		0			2,587	62	0	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	14	1	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0			0	0	0	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	0	0	0	0	0
合計	日	433	0	611			14,006	95	3,416	0	0
	分					0					
	人数	2	0	2		0	76	3	12	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	163	141	27,077	42	3,214	204,141
	(115)	(21)	(914)	(1)	(14)	(210)
教育委員会	184	180	39,072	39	3,777	183,816
	(111)	(3)	(669)	(1)	(252)	(7,560)
警察本部	224	76	18,886	4	188	4,785
	(196)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	571	397	85,035	85	7,179	392,742
	(422)	(24)	(1,583)	(2)	(266)	(7,770)

注1 「対象者」とは「平成 29 年中に新たに育児休業が取得可能になった職員(男性職員の場合は配偶者が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに出産した職員、女性職員の場合は平成 28 年 12 月 31 日から平成 29 年 12 月 30 日の期間内に産前産後休暇が終了した職員(妊娠 4 ヶ月以上の死産、妊娠 4 ヶ月目以降における妊娠中絶及び産後休暇中に子が死亡した場合を除く。)」の人数である。

注2 「使用者」とは、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に育児休業の承認を受けた者(平成 28 年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成 29 年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は 1 人として計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者並びに使用者及び日数の総数であり、下段は男性職員の対象者並びに使用者及び日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	716	9
教育委員会	819	0
警察本部	902	2
議会・各委員(会)	9	0
合計	2,446	11

注 「対象者」とは、平成 29 年 4 月 1 日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	62	日	
	時	143	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
教育委員会	日	558	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	6	人数	0
警察本部	日	43	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	663	日	
	時	143	時	
	分		分	0
	人数	11	人数	0

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（平成 29 年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,225 人	5,088 人	5,242 人
	受 診 者 (B)	2,200 人	5,031 人	5,069 人
	有 所 見 者 (C)	1,452 人	4,690 人	1,293 人
	受 診 率 (B/A)	98.9%	98.9%	96.7%
	有 所 見 率 (C/B)	66.0%	93.2%	25.5%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,302 人	4,987 人	100 人
	受 診 者 (B)	1,301 人	4,976 人	100 人
	有 所 見 者 (C)	770 人	4,289 人	12 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.8%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	59.2%	86.2%	12.0%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,670 人	2,305 人	2,427 人
	受 診 者 (B)	1,667 人	2,299 人	2,381 人
	有 所 見 者 (C)	1,246 人	2,071 人	1,963 人
	受 診 率 (B/A)	99.8%	99.7%	98.1%
	有 所 見 率 (C/B)	74.7%	90.1%	82.4%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	20 人	83 人	33 人
	受 診 者 (B)	20 人	83 人	33 人
	有 所 見 者 (C)	17 人	80 人	3 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	85.0%	96.4%	9.1%
合 計	対 象 者 (A)	5,217 人	12,463 人	7,802 人
	受 診 者 (B)	5,188 人	12,389 人	7,583 人
	有 所 見 者 (C)	3,485 人	11,130 人	3,271 人
	受 診 率 (B/A)	99.4%	99.4%	97.2%
	有 所 見 率 (C/B)	67.2%	89.8%	43.1%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成29.1.1~平成29.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	26	14
教育委員会	39	2	41
警察本部	39	1	40
議会・各委員(会)	0	0	0
合計	104	17	121

セ 安全衛生管理体制(平成30.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	18	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	15	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	62	62	62	62
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	26	26	26	26
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	106	106	106	106
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	15	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	34	33
	労働基準監督署	16	16	13	13
教育委員会	人事委員会	0	0	58	58
警察本部	人事委員会	0	0	10	10
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	104	103
	労働基準監督署	16	16	13	13

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

平成30年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
30. 7. 6	第29号	30. 7. 6	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、新たに設置された、福島イノベーション・コースト構想推進監を追加し、市町村復興支援担当理事、直轄理事、安全管理監、子育て支援担当理事、教育長を削除した。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 2. 12	第2号	31. 2. 12	○ 職員の派遣先公益的法人の内、「一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」の名称を「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」に改めた。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 3. 29	第8号	31. 4. 1	○ 職員の超過勤務命令の上限を定め、また、育児又は介護を行う職員に認められていた早出遅出勤務を障がい者である職員が取得する場合の手續を定めた。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 3. 29	第9号	31. 4. 1	○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関し、再就職者による依頼等の届出手続の対象となる地方公共団体について追加した。